

昭島 GLP プロジェクト 巨大データセンター建設

東京都は CO2 削減の責任果たし、 大幅な計画見直しを



日本共産党東京都議会議員団
アオヤギ有希子 (八王子市選出)

GLP昭島プロジェクト 都の脱炭素政策に深刻な影響

○アオヤギ委員

次に、GLP昭島プロジェクトについて伺います。

さきの議会では、GLP昭島プロジェクトのアセスメント審議を慎重に行うことを求める23町会の町会長さんの連名で出された陳情が継続審査になっています。

その後、都民の意見を聴く会が開かれ、24人の住民の方が発言をし、GLP昭島プロジェクトの撤回も含めた、この事業に対する厳しい指摘や意見が出されたと聞いています。

その直後、10月17日に審議会が開かれ、このときの意見も踏まえた質疑もあり

ました。

そして数日後、答申ということになりました。果たして、これが住民の方が求めている慎重な審議といえるのか疑問が残るものです。そして、知事は、評価書案審査意見書を事業者に送付したということまで進めています。

GLP昭島プロジェクトの事業者が提出した計画では、データセンターと物流を合わせたと、CO2排出量が178万トンと、全国のデータセンターの排出量を見ても全国一、都のキャップ・アンド・トレード制度での都内事業者の最大規模の排出量16万トンと比べても桁違いの排出量となり、都の脱炭素政策に深刻な影響を及ぼすものと考えられます。

また、今年の夏には電力逼迫が叫ばれて、各家庭や都民などにも電力消費を抑えることでの呼びかけなどもありましたけれども、個人が猛暑時にエアコンなどを制限したら命に関わる問題になりますから限界があります。

こうしたことを招かないためにも、新たに設置される大量に電力を消費する事業者に都が働きかけることは不可欠です。

東京都の2020年度の温室効果ガス排出量は5千948万トンであり、現在の東京都の削減量は、2020年度の速報値で4・4%です。178万トンの排出事業者がもしここに加わったら、5千945万トンのうち約3%になりますから、単純計算しますと、この4・4%が3%悪化して、

1・4%に戻るといえるということになります。都の排出量におよそ3%の影響を与える規模だといえるものです。

4・4%しか脱炭素が進んでいない東京で、全体の3%も排出する事業者を、その申請どおり認めていいのかが問われています。

経済産業省の審議会の議論では、電力需要がデータセンターなどによって増大し、それに対応するため、原発再稼働、新增設、火力発電まで議論がされていますけれども、

一方、他の委員からは、エネルギー需要の見通しについてはしっかり検討すると同時に、エネルギー効率の改善、需要抑制の施策がしっかりと入っていくことが極めて重

要などの声もあります。自然エネルギー財団の石田雅也研究局長は、過去を見ても、インターネットがこれだけ爆発的に普及しましたが、結果として日本の電力需要は増えていません。AIについてもそれと同じ道をたどる可能性が大

きいと見えていますと話します。

**CO2排出抑制・再エネ電気の使用
事業開始から求めるべき**

そして、今、多くのデータセンター事業者は、再エネ100%を目指しているのですが、日本のように、再エネがなかなか使いにくいところだと、日本向けのサービスも、再エネが使いやすい国で処理をして提供されることになるでしょうともいわれています。また、国連がデータセンターの省エネ対策、

再エネ活用を求めていることに加え、欧州連合、EUが将来的にはデータセンターの電力需要が減少していく可能性を示しています。

そうした中、シンガポールの外資系企業が昭島市にある広大な土地を手に入れ、データセンターを造るもので、もうけが最大限出るような形で、計画地目いっぱい建てられる8棟のデータセンターの申請で、需要がどの程度あるのか、本当に必要なかは正確には判断されていません。

北海道石狩市のデータセンターは、地域の再エネで100%賄うということを実現しています。この首都東京で設置できる再エネの電力量も限られているし、外資のデータセンターの電力供給のために設置され

るものではありません。

住宅用は住宅用のもの、企業は企業の努力で再エネ、省エネ化を進め、脱炭素を目指すしなければ、カーボンハーフ、カーボンニュートラルは実現不可能です。

そこで伺いますが、GLP昭島は、CO2排出量178万トン相当ものの電力をどのように調達しようとしているのですか。

○長谷川政策調整担当部長

事業者は、評価書案において、物流施設の屋上に5メガワットの太陽光発電施設を導入し、敷地内で有効活用するとともに、受電する電力は、再エネ由来電力の調達を検討するとしています。

受電する電力については、事業者は再エネ事業を立ち上げ、発電した再エネ電力を

テナントにも使用してもらいながら、2050年のカーボンニュートラルを実現すべく事業を推進していくと審議会において回答しています。

○アオヤギ委員

物流施設の太陽光パネルでは全く足りず、その分を足しても、GLP昭島全体で178万トンものCO2を排出するというものです。

2050年までに再エネを100%にすべきことではなくて、事業を始めるまでにそういった計画を持たないと、東京都の脱炭素は一向に進まないものです。

再エネ電力を他の再エネ事業者から買うか、データセンターを減らすかどちらかしか考えられません。

住民の方々からは、計画地の北東の角地を工事していると指摘がありましたけれども、G L P に関するものなのか、お示しください。

○長谷川政策調整担当部長

計画地の北東の変電所敷地は、本事業の計画地外に所在するものでございます。

事業者は、審議会において、本計画のデータセンターにも電力を供給する施設であると回答しています。

○アオヤギ委員

178万トンもの施設に対して、変電所が必要なのは当たり前のことであり、もともとゴルフ場跡地で、角地だけ東電のものになっているわけですが、目的がなければ東電は土地を買わないと思いますし、

今回のG L Pプロジェクトのためと考えるのが自然だと思えます。

事業がまだ始まっていないのに、大口需要家のためには変電所を先に造るといふことなのだと驚きます。

事業者は、今回の計画だと、いずれは再エネ拡大をするという主張で、当面は東電の電気を調達するのだと考えられますけれども、東電は今もなお、火力電力にも頼り、

原発再稼働も狙うもので、電力需要は増やそうとする事業者には変電所を造り応援する一方で、真夏の電力の逼迫状況には、火力をさらに発電するというふうにいたり、都民には省エネを求め、一方で、電力が余るようなときには、再エネを受け取り拒否をしますよと、出力抑制を示唆すると。再

エネ拡大を阻んでいるのは誰なのか明らかなのではないでしょうか。

電力逼迫で家庭部門に節電を求めれば、先ほどもいったとおり、命の危険にも及びます。

そうでなくても、今、電気料金の高騰で熱中症患者の救急搬送も今年も多かったわけです。

都は、真夏に電力逼迫のおそれがあるような状況をつくらないためにも、都のCO₂排出の3%も占める事業者に対しては、しっかりと排出抑制を事業開始から求めるべきです。

再エネ電気を使うことを初めから事業者とテナントが協定を結んで、約束することが必要なのではないですか。

○長谷川政策調整担当部長

事業者は、再エネ事業を立ち上げ、発電した再エネ電力をテナントにも使用してもらいながら、2050年のカーボンニュートラルを実現すべく事業を推進していくと審議会において回答しています。

また、審議会答申において、最大限の再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、再生可能エネルギーの使用について、テナントに働きかけていくことを求めています。

○アオヤギ委員

今の答申ですと、努力義務程度になり、実際は再エネをどれくらい導入したかは報告するだけで、何%削減するという約束にはなっていません。

石狩市は再エネ100%を実現し、世界

でもその動きがあります。省エネの指標、PUEは、低ければ低いほど省エネ率がよいということになりますけれども、日本や東京都にデータセンターの電力の規制のルールがないからといって、省エネについても、シンガポール本国ではPUE1・3%という値で実施している事業者なのに日本では省エネ率のランクが下がるPUE1・4で申請しているのをそのままにいいかは、審議会委員からも、もっと省エネ化、実施するよう求める質疑がありました。

一方で、先ほど答弁された事業者や事業者のテナントに対して、再エネを求めることについては、事業者は審議会で、仮にデータセンターに物流施設の太陽光を配って

いくという形にしたとしても、やはり全てのエネルギーを賄えないというのは指摘のとおりだが、外から再エネを買ってくるかどうかについては、最終的にはCO2削減という大きな企業目標もあるので、検討していくべき内容だということでは考えているが、現時点では未定であるという、これが現状です。

昭島市長も再エネを事業者に求めており、そして、住民の方々はGLP昭島プロジェクトの設置そのものを撤回してほしいと運動されています。

昭島市の約6倍もの電力量であり、昭島市の脱炭素計画が頓挫するようなものであり、昭島市の住民が太陽光パネルをつけ、また、蓄電とかして再エネを進めた努力が

全て水の泡になるような電力量です。事業者の責任で再エネ電力を調達し、省エネ化を進めるべきものです。

同時に、気候危機対策は待ったなしです。WHOは、2023年の世界の平均気温は、産業革命前に比べて1・45度上昇したと発表しましたが、気候変動抑制に関する国際協定、パリ協定では、1・5未満に抑えることを目指すと取り決めています。既にその寸前にまで来ているのです。

科学者たちが一番警戒していることは、気温上昇がある1点、ティッピングポイント、転換点を超えると地球全体での計画が急激に、かつ大規模に不可逆的な変化に陥り、人間の力ではコントロールできなくなってしまうという深刻な事態になると指摘

をしています。

世界で5番目に多くCO2を排出する日本は首都東京で、CO2削減の責任を果たすことは当然のことです。事業者の申請どおりの計画では、その責任を果たすことはできないのではないのでしょうか。

事業者が再エネの電気を8棟分、178万トンを調達できない、自家発電でも賄えない状況であるならば、今の計画のデータセンターを8棟にするのではなく、大幅に計画地を減らして、再エネ100%となるような計画、棟数にするよう求めるべきではないです

○長谷川政策調整担当部長

先ほどもご答弁いたしました、事業者は再エネ事業を立ち上げ、発電した再エネ

電力をテナントにも使用してもらいながら、2050年のカーボンニュートラルを実現すべく事業を推進していくと審議会において回答しています。

また、審議会答申において最大限の再生可能エネルギーの導入に努めるとともに、再生可能エネルギーの使用について、テナントに働きかけていくことを求めています。

○アオヤギ委員

違う質問なので、同じというのはおかしいと思いますけれども、それだけでは十分ではないのかといっているわけですが、れども、再エネで100%を担保すると。

場合によっては、大幅な計画の見直しを含めた協定を事業者と都とで、相対で結んで

いくことが必要です。

**既存の制度では不十分
事業者と相対で協定結ぶべき**

そこで伺いますが、都と事業者が協定を結んで、CO2排出を規制することは、都条例や法令に違反することにはならないと思いますけれども、いかがですか。

○荒田気候変動対策部長

都は、環境確保条例に基づく義務制度である地域における脱炭素化に関する計画制度、建築物環境計画書制度、キャップ・アンド・トレード制度を大幅に強化し、順次開始しております。

○アオヤギ委員

3つの制度をお答えいただきましたけれども、地域における脱炭素計画制度は、脱

炭素の方針を提出する制度だと。建築物環境計画書では、ZEB化などの計画を事業者が出して、都がランクをつけるものと。

キャップ・アンド・トレード制度は、事業が開始されて、3年後に実際に定められた割合を排出削減、取り組むという義務があると。

そこで伺いますけれども、事業者がキャップ・アンド・トレード制度の対象をさらに広げ、排出量削減割合を、より割合、高めていくべきではないですか。

○荒田気候変動対策部長

昨年10月に環境確保条例を改正して、当該制度を強化し、令和7年度から施行いたします。

○アオヤギ委員

キャップ・アンド・トレード制度の第4期に入る、改正がされて、排出削減割合が高められていることは重要ですが、対象は変わっていませんけれども、一定の規制がかけられているのは重要ですが、キャップ・アンド・トレード制度は3年後から規制をかける仕組みになっています。

先ほどの答弁からも、キャップ・アンド・トレード制度のように、現に事業者が規制をかける制度が現在あるということ、都が事業者と相対で協定を結ぶということは、現在も各局でやられていること、都がGLPとCO2排出削減に取り組むことを求める協定を結ぶことはできると考え

ます。

既存の制度それぞれに意義はあると思

ますけれども、GLPの巨大排出を規制す

るためには不十分であり、これとは別に特
別に相対で協定を結んでいくことは必要だ
と思います。

今後、GLP以外の場合においても、相
対で協定を結んでいくことは必要だと思

ますけれども、大量にCO2を排出する事
業者に対しては、都と事業者との間でZE
B化を進めることや、CO2を削減するこ
となどを約束する協定等を結んで、CO2
を排出させない取組をするべきではないで
すか。

○荒田気候変動対策部長

気候変動対策に係る条例制度の対象とな

る場合には、先ほど申し上げた制度に基づ
き、適切に対応しております。

○アオヤギ委員

答弁の条例ってというのは、先ほど来、答
えているキャップ・アンド・トレード制度
などを示すもので、それだけでは対応でき
ない事態があるということを指摘するもの
です。

都の掲げる2030年カーボンハーフ、
2050年カーボンニュートラルを本気で
実施していくためには、どうしても大規模
事業者、大規模にCO2を排出する事業者
と協定を結ばなければならない。そういう
気候危機の状況にあるのだということをも
京都が自覚すべきだと厳しく指摘をするも

のです。

空冷式冷却装置

専門家の知見借り、排熱制限を

次に、GLPのヒートアイランド対策に
ついて聞きます。

GLPに入るテナントによっては、サー
バーを冷やす方法は変わるといことはあ
るのですか。地下水を使う場合があるのか、
それとも空冷で固定されるのかお伺いしま
す。

○長谷川政策調整担当部長

事業者は、評価書案等において、データ
センターに導入する冷却装置を水冷式から
空冷式に見直すなどにより、地下水は使用
しない計画であるとしています。

○アオヤギ委員

今の地下水は使わない計画書を事業者が

提出していますけれども、一方で、事業者は審議会において、テナントによっては変り得るということを述べており、変更届が出れば変更されるもので、地下水は使用しないとは、今の段階ではいい切れないものです。

地下水を使うという場合には、P F O S もそうですけれども、地下水の徹底した調査の対応も必要になってきます。

データセンターというのは、サーバーを何らかの方法で冷やさなければならず、G L P 昭島プロジェクトでは、空冷で冷やすと報告していますけれども、巨大なエアコンからの大量の排熱が発生し、ヒートアイランド現象を招く懸念を専門家も指摘しています。

事業者からの排熱の影響について、都は、事業者から報告を求め、専門家の力を借りて評価をし、排熱をする量を制限していく仕組みをつくるべきではないですか。

○関建築物担当部長

大規模な新建築物を対象にした建築物環境計画書制度では、建物からの排熱対策等、建築主が行うヒートアイランド現象の緩和の取組を評価しております。

○アオヤギ委員

これ、先ほども出てきた建築物環境計画書制度で評価するというものであります。たとえばその評価が低くても、事業者が考慮しないという態度であれば、排熱する量の規制にはならないというふうに考えます。きちんと排熱についての専門家の知見も取

り入れて、ヒートアイランド現象への対策をするべきです。

生態系としてオオタカの保全を

次に、事業計画地に囲まれた代官山緑地のオオタカについて聞きます。

この間、このG L P の陳情審査でも申し上げてきましたが、代官山緑地では、オオタカが営巣し、繁殖に成功し続けている貴重な森です。

この希少種の猛禽類であるオオタカを守っていくことは、生物多様性の保全という環境局に課せられた使命です。

そこで、G L P におけるオオタカの保全についてですけれども、審議会の議事録で、オオタカに工事の音に慣らすという事業者の発言があり、専門家の方からも疑問が出

されていましたが、そのようなことが実際に、慣らすということができるといえるのか。その事例は、都は確認していますか。

○長谷川政策調整担当部長

事業者は、評価書案において、オオタカの巣から離れた場所から工事着手するといった適切な条件づけや、工事中の巣内の監視を行いつつ、警戒行動が確認された場合は、工事を一時中止するなどの配慮を行うとしています。

審議会において、事業者は、昭和記念公園の西側の開発において、工事をしながらオオタカが営巣し続けた事例があったと回答しています。

○アオヤギ委員

工事は離れた場所から行い、最後は営巣

木まで近づかないと、工事は完了しません。警戒行動が確認されたからといって、一時停止するのみで、完全にやめるわけではありません。

○長谷川政策調整担当部長

昭和記念公園の西側開発では、音に慣らすということが成功したかもしれませんが、今回の代官山緑地でのオオタカで成功する担保は何もありません。

GLP昭島プロジェクトの計画地面積は

約58・8ヘクタールでございます。

○アオヤギ委員

58・8ヘクタールということで、58万8千平方メートルですよ。

ましてや、今、赤ちゃんの子育てをしている状況だということも先日お示ししましたけれども、本当に慣れることができるかは疑問です。繁殖をやめたり、子育てをやめたりしないとも限りません。

そして、この特養ですけれども、5千平方メートルというところで、10分の1の面積しかない工事だったんです。何の前例にもなりません。

そこでお伺いしますけれども、GLPは、オオタカは、周辺の特養工事のときにも営巣していたんだと発言していますけれども、

さきの陳情審査でも申し上げましたけれども、計画地では、緑地が12・2ヘクタールまで減らされる計画で、データセンタ

ーや物流施設の周りに点在する緑も含めて、12ヘクタールとなっていますけれども、専門家は、オオタカがすむには少なくとも30ヘクタールが必要といっています。

また、NPO法人オオタカ保護基金のホームページには、平地から丘陵地の森林と開放地がモザイク状に存在する地域が主な生息場所となっている。

オオタカが生息するには、オオタカの巣がかけられる大きな木とその周りの林がなければ、オオタカは繁殖できません。また、オオタカの巣の周りだけ保護しても、狩り場となる環境がなくては獲物が減少し、繁殖して子孫を残すことはできませんといっています。

そこでお伺いしますけれども、緑地を2

0%程度、12・12ヘクタールだけでは、

オオタカが営巣するには少ないと考えます。事業の計画地を減らし、残存樹木を残して、オオタカを生態系として保全して、希少種を守っていくべきではないですか。

○長谷川政策調整担当部長

事業者は、評価書案において、計画地外である代官山緑地の北側に公園を配置するなどして、当緑地を中心に飛翔空間を確保し、また、採食地となる開けた空間を創出するとしています。

工事の施工中は、モニタリングやコンデ
イショニング等の、また、完了後、遮光フ
エンスの設置や営巣期の園路の立入り制限
等の環境保全措置を実施するとしています。
こうした取組により生息環境への影響の軽

減が図られるとしています。

事業者が示した緑地計画では

希少種は守れない

○アオヤギ委員

緑地といっても、データセンターや物流施設の周りの植栽のようなものも含めてのことです。オオタカがすめるような緑ではないものも含まれており、オオタカがこれまでと同じように生きていくことができるのか、工事中も生きていけるのか、事業者が示した案では、何の担保もできないものはないといわざるを得ません。

審議会の委員の方からの意見で、オオタカだけを守るということはできない、オオタカの餌となるほかの生き物、それからほかの餌となる鳥が食べる生き物や植物全体

を守っていくというのが保全につながるの
で、ここでは、特にオオタカに触れている
が、食物連鎖の最高位を守ることが
どれだけ生態系全体を守るにつながる
かということをいま一度考えていただきた
いというご意見もありました。事業者は、
誠実にこの意見に応え、オオタカを保全す
る計画にしていきたいと思います。

自然環境部では、生物多様性戦略を策定
中です。その中でも、希少種を個体で守る
のではなく、生態系で保全していくことが
示されています。

今、様々な開発によって希少種が都市部
でも確認され、昭島市でも確認されるとい
う状況です。民間事業者の土地であっても、
生物多様性戦略の生態系で希少種を守ると

いう考え方を適用させて、希少種が失われ
ないように対策すべきです。

都は、オオタカ等の希少種の保全に向け
て、開発に当たり、事業者に対してどのよ
うなことを求めているのでしょうか。

○宮武自然環境部長生物多様性担当部長兼務

都は、自然保護条例に基づき、自然地に
おいて行う一定規模以上の土地の形質変更
行為に対し、あらかじめ開発許可を求める
制度を運用しております。

本制度においては、希少動植物の生息、
生育への配慮として、自然環境調査や改変
範囲の最小化、生息地の創出等の代替措置
の検討などを求めています。

○アオヤギ委員

今の答弁なんですけれども、自然地にお

いてということで、この都市部の一度開発
された地域の緑や樹木は入らないお話なん
ですね。本気で、都内に生息をする希少種
を守っていくことを強く求めるものです。

交通量増加・大気汚染の懸念

住民の声に応え、対話を

そして、GLPの大気汚染についてです。
このGLPは、物流施設も、データセンタ
ーも24時間の稼働を申請しているもので、
大量の交通車両の増加は、住民の方から繰
り返し改善を求められていることです。

この点で、答申では、工事車両及び関連
車両の走行に伴う二酸化窒素及び浮遊粒子
状物質の濃度について、いずれも評価の指
標とした環境基準を下回っているものの、
住民から交通量の大幅な増加に対する不安

や、大気汚染物質の増加による健康影響への懸念が示されている。そのため、周辺住民に対し、大気汚染物質の濃度の変化について丁寧な説明を行うとともに、環境保全のための措置の徹底を図ること。また、さらなる環境保全のための措置を検討し、大気質への影響の低減に努めることという回答がありました。

全のための措置の実施状況等を報告することとなります。

のテーマを終わります。

○アオヤギ委員

事後報告書で報告するということです。こちらも報告を求めるだけで規制にはならないということです。

周辺交通環境の悪化を懸念する声がたくさんあるんですから、住宅街にも配慮をし、夜間の物流施設は停止させるとか、そういう事業者中にはいますので、配慮は事業者、考えていくべきだと思います。

大気質への低減を努めるということはどういうことなのか。大気汚染の状況などの報告を求め、基準値を超えたら制限されるということですか。具体的にどうということなのか、お示しく下さい。

自分たちの利益最優先だけの対応では住民の皆さんは受け入れられません。住民の意見をきちんと取り入れていくこと、そしてきちんと対話をして、住民の声に応じていくことを強く求め、このテーマ、GLP

○長谷川政策調整担当部長

事業者は、今後の事後調査報告において、基準値を超過した場合の対応など、環境保

ご意見・ご要望をお寄せください

2025年2月

日本共産党東京都議会議員団

163-8001 新宿区西新宿 2-8-1 都議会内

TEL : 03(5320)7270 / FAX : 03(5388)1790

HP : <http://www.jcptogidan.gr.jp/>